

随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る役務名  
感謝状揮毫業務
- 2 随意契約をした室課の名称及び所在地  
富山県立高岡工芸高等学校  
高岡市中川 1 丁目 1 番 20 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 25 年 6 月 10 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
高岡市博労本町 4 番 1 号 高岡市ふれあい福祉センター内  
公益社団法人 高岡市シルバー人材センター
- 5 随意契約に係る契約金額  
5,670 円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する  
ため。